

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、津島市人権が尊重されるまちづくり条例（平成30年3月29日条例第1号）の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するために、津島市ファミリーシップ宣誓制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した、2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (4) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、宣誓と同様の行為をし、第5条第1項の規定により交付される書類と同様の内容を記載した書類の交付を受けた者が、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、パートナーシップにある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方又は一方が市内に住所を有すること又は当該宣誓又は申告をしようとする日から3か月以内に市内に転入する予定であること。

- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（当該パートナーシップにある者を除く。）を含む。以下同じ。）がないこと。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合は除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前においてファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に宣誓しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 独身証明書

イ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したのものに限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

- (4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、ファミリーシップの宣誓をしようとする者が前項の宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

3 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

4 市長は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 5 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整し、共に宣誓すること。
- 6 前条第2号に規定する市内へ転入予定である者は、転入後、市内への転入を証明する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書。市内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を市長に提出するものとする。

（申告）

第4条の2 申告をしようとする者は、ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1号の2。以下「申告書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本市への転入前に連携自治体から交付を受けた次条第1項の規定により交付される書類と同様の内容を記載した書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 申告時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による申告書の提出について準用する。

3 第1項の規定による申告書を提出した者は、第4条第1項による宣誓書を提出し、宣誓をしたものとみなす。

（受理証明書等の交付）

第5条 市長は、宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及びファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下これらを「受理証明書等」という。）を交付する。ただし、宣誓時点において一方が転入

予定者である宣誓者（他の一方が市内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、当該転入予定者が市内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を市長に提出した後に交付する。なお、受理証明書等は、交付の希望がある場合は、受理証明書等に記載された近親者等にも交付する。

（通称名の使用）

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。ただし、宣誓書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りではない。

（近親者等に関する記載）

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受理証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第5号）（15歳以上の近親者等に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

(近親者等に関する記載の削除)

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第6号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

4 その他市長が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

(変更等の届出)

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)に、変更内容等が確認できる書類及び受理証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

(受理証明書等の再交付)

第10条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、受理証明書等を再交付する。

2 受理証明書等の再交付を受けようとする者は、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書(様式第8号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。

3 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証明書等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

（無効となる宣誓）

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したとき市長が認めるとき。
- (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第6項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（返還及び無効に係る交付番号の公表）

第13条 市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓内容証明書の交付）

第14条 宣誓者及び近親者等は、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（様

式第10号)を市長に提出することにより、ファミリーシップ宣誓内容証明書(様式第11号)の交付を受けることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(宣誓書の保存期間)

第15条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報)

第16条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(宣誓制度の周知等)

第17条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、この要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度について、他の地方公共団体等と必要な連携がなされるように努めるものとする。

3 市長は、施策の推進にあたり、本要綱の趣旨を尊重し、ファミリーシップにある当事者に十分配慮するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（宛先）津島市長

ファミリーシップ宣誓書

私たちは、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓します。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宣誓者

ふりがな		
氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
電話番号		

子を始めた近親者等（受理証明書等に記載を希望する場合のみ、ご記載ください。）

ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、裏面に代書者の氏名等をご記入ください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

(裏面)

1 代書者（表面で、代書をする場合のみ記載）

ふりがな		
氏名		
住所		
代書理由		

2 表面に、通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載

ふりがな		
戸籍上の氏名		
通称名		

3 確認事項

私たちは、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行うに当たり、下記の記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を順守することを確認します。

※該当する項目の確認欄に（✓）を入れてください。（全ての項目にチェックが必要です）

確認欄	項目	要綱
<input type="checkbox"/>	互いを人生のパートナー又は家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。	（関係性） 第2条第1号
<input type="checkbox"/>	双方が成年に達していること。	（年齢） 第3条第1号
<input type="checkbox"/> 該当する番号に○を付けて下さい	1 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。 2 双方又はいずれか一方が市内への転入を予定していること。 ※転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 _____年 _____月 _____日	（住所） 第3条第2号
<input type="checkbox"/>	双方に配偶者がいないこと。なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。（宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。）	（独身要件） 第3条第3号
<input type="checkbox"/>	双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。	（パートナーの有無） 第3条第4号
<input type="checkbox"/>	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。（ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている場合は除く。）	（近親者でない） 第3条第5号
<input type="checkbox"/>	要綱第9条及び第11条に定める事項について、変更届又は返還届（受理証明書等を添付）を提出しなければならないこと。	（変更届、返還届） 第9条 第11条

以下は、市の使用欄です。

受領印

以下は、市の使用欄です。

交付	年 月 日
番号	

(表)

ファミリーシップ継続申告書

年 月 日

津島市長 様

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条の2第1項の規定に基づき、私たちが転出元の連携自治体においてファミリーシップ宣誓制度と同様の制度を利用していたことを申告します。

申告者

ふりがな		
氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

子を始めた近親者等

(受理証明書等に記載を希望する場合のみ、記載してください。)

ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				

※ 申告者欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名等を記載してください。

なお、この申告は、婚姻とは異なり、法的な権利の付与や義務の発生を伴うものではありません。

(裏)

1 代筆者（表面で代筆をする場合のみ、記載してください。）

ふりがな		
氏 名		
住 所		
代筆理由		

2 表面に、通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載

ふりがな		
戸籍上の 氏 名		
通 称 名		

3 同意事項

私たちは、本申告書を提出するに当たり、以下の内容について同意します。

※ 確認欄に（✓）を入れてください。

確認欄	項 目
<input type="checkbox"/>	本申告書に基づき、転出元の連携自治体へ本申告書の内容を通知すること及び本申告書の写し、受理証明書等の原本を送付することに同意する。また、本市が転出元の連携自治体から宣誓時等の関係書類の写しの提供を受けることに同意する。

以下は、市の使用欄です。

受 領 印

以下は、市の使用欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者

氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

子を始めたとした近親者等

近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日

宣誓日

交付番号

年 月 日	第 号
-------	-----

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

津島市長

印

(裏面)

○ 注意事項

- 1 この受理証明書は、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、受理証明書及び受理証明カードを返還してください。
 - (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。 ※
 - (4) 要綱第12条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
※ 近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。
- 3 次の場合には無効になります。
 - (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
 - (3) 要綱第3条の各号の規定に反しているとき。
 - (4) 要綱第4条第6項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

○ 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載します。

戸籍上の氏名		
通 称 名		

<この受理証明書を提示された方へ>

津島市では、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、津島市人権が尊重されるまちづくり条例の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、「津島市ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

この受理証明書は、ファミリーシップ（互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係）の関係にあることを宣誓し、津島市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者及びその近親者等が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本制度を利用する方の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

転入予定者受付票

以下のとおり、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日	
受付番号		
宣誓者 氏名又は通称名		
連絡先		

本票に津島市内に転入したことを証明する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたものに限る）を添えて提出してください。

【 提出先 】

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

市民生活部人権推進課人権同和・男女参画グループ 宛

電 話 0567-55-9364

(裏面)

この転入予定者受付票を提示された方へ

津島市では、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、津島市人権が尊重されるまちづくり条例の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、「津島市ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

この転入予定者受付票は、ファミリーシップ（互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係）の関係にあることを宣誓された方が、津島市外に居住していて、津島市内に転入しようとするときに発行しているものです。

宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この転入予定者受付票を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。なお、この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力を有するものではありません。

また、本制度を利用する方の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

年 月 日

（宛先）津島市長

近親者等の記載に関する同意書
（15歳以上の近親者等）

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップ関係にあることを宣誓するにあたり、近親者等として、ファミリーシップ宣誓書受理証明書及びファミリーシップ宣誓書受理証明カードに私の氏名等を記載することに同意します。

ファミリーシップ宣誓者

氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

同意者（15歳以上の近親者等）

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住所	
宣誓者との 関係（続柄）	

※ 15歳以上の子どもを始めとした近親者等については、当該近親者等が自ら記入してください。
やむを得ない場合は代書が可能ですが、下記に代書者の氏名等をご記入ください。

代書者（代書をする場合のみ記載）

ふりがな	
氏名	
住所	

年 月 日

（宛先）津島市長

ファミリーシップ宣誓に関する申立書

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定に基づき、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等から私の氏名等を削除するよう申し立てます。

ファミリーシップ宣誓者

氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日		

申立人

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住所	
宣誓者との 関係（続柄）	
電話番号	

※ 申立人の欄は自署してください。

※ 本人を確認できる書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）を提示してください。

以下は、市の使用欄です。

受領印

以下は、市の使用欄です。

交付	年 月 日
番号	

ファミリーシップ宣誓書に関する変更届

(宛先) 津島市長

ファミリーシップ宣誓書について、下記のとおり変更がありましたので、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定に基づき届出します。

記

交付番号	第 号	宣誓日	年 月 日
変更の理由 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 近親者等の追加 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> 近親者等の削除	

宣誓者

氏名又は 通称名	(変更前)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更後)
その他の変更	(変更前)	(変更後)

子を始めた近親者等

氏 名	(変更前)	(変更後)
生年月日	(変更前)	(変更後)
その他の変更	(変更前)	(変更後)

【連絡先】

連絡先氏名	電 話 番 号
	メールアドレス

【添付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書（交付数全て）
- ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（交付数全て）
（住所又は氏名の変更の場合）
- 3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（通称名の追加・変更の場合）
- 社会生活上通用していると認められていることが確認できるもの
（近親者等の追記の場合）
- 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 近親者等の記載に関する同意書（様式第5号）（15歳以上の近親者等に限る。）
（近親者等の削除の場合）
- ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第6号）
※近親者等の死亡等による削除の場合は提出不要

【確認書類】

- 本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

以下は、市の使用欄です。

受領印

以下は、市の使用欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

受領印

ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書

（宛先）津島市長

ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の再交付を受けたいので、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付番号	第 号	宣誓日	年 月 日
再交付を希望するもの ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> ファミリーシップ宣誓書受理証明書 <input type="checkbox"/> ファミリーシップ宣誓書受理証明カード		
再交付を希望する理由 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損又は汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

宣誓者

ふりがな		
氏名又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
電話番号		

【連絡先】

連絡先氏名	電 話 番 号
	メールアドレス

【添付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書 交付数全て、ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 交付数全て（再発行を希望する場合で、紛失の場合を除く）

【確認書類】

- 本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

以下は、市の使用欄です。

受 領 印

以下は、市の使用欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届

（宛先）津島市長

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定により、下記のとおりファミリーシップ宣誓書受理証明書及びファミリーシップ宣誓書受理証明カードを返還します。

記

交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
返還の理由 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> パートナーシップが解消されたとき <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が死亡したとき <input type="checkbox"/> 宣誓が無効となったとき <input type="checkbox"/> その他（ ）		

届出者

ふりがな	
氏 名	
住 所	

【連絡先】

電話番号		メールアドレス	
------	--	---------	--

【添付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書 交付数全て、ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 交付数全て

【返却できない場合は、その理由を記載ください。】

【確認書類】

- 本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

以下は、市の使用欄です。

受 領 印

年 月 日

（宛先）津島市長

ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書

津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第14条の規定に基づき、ファミリーシップ宣誓内容証明書の交付を申請します。

ファミリーシップ宣誓者

宣誓者の氏名又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
交付番号		

申請者（受理証明書等に記載された宣誓者及び近親者等に限る。）

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
宣誓者との関係（続柄）	
電話番号	
利用目的	

※ 本人を確認できる書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）を提示してください。

以下は、市の使用欄です。

受領印

以下は、市の使用欄です。

交付	年 月 日
番号	

ファミリーシップ宣誓内容証明書

宣誓者

氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

子を始めたとした近親者等

近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日

宣誓日

交付番号

年 月 日	第 号
-------	-----

上記のとおり、津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づくファミリーシップ宣誓の内容について証明します。

津島市長

印